

2023年10月31日

株主各位

東京都文京区本郷二丁目14番15号
イチカワ株式会社
代表取締役社長 矢崎孝信

第100期中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月31日開催の取締役会決議により、第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

敬具

記

当社定款の規定に基づき、2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金・・・・・・・・・・・・・・・・1株につき金35円
2. 効力発生日ならびに支払開始日・・2023年12月1日（金）

以上

中間配当金のお支払について

「中間配当金領収証」（振込ご指定の方には「配当金振込先ご確認のご案内」）および「中間配当金計算書」は、株主の皆様のお届出ご住所あて、来たる11月30日（木）にお送り申しあげる予定でございます。